

京都市名誉市民表彰条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年10月12日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第78号

京都市名誉市民表彰条例施行規則の一部を改正する規則

京都市名誉市民表彰条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

別表中「第3条関係」を「第2条関係」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局市長公室秘書課)